

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年6月12日
【会社名】	株式会社スーパーツール
【英訳名】	SUPER TOOL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平野 量夫
【本店の所在の場所】	堺市中区見野山158番地
【電話番号】	072 - 236 - 5521(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部兼総務部次長 田中 穰
【最寄りの連絡場所】	堺市中区見野山158番地
【電話番号】	072 - 236 - 5521(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部兼総務部次長 田中 穰
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月8日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月8日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円00銭

総額 93,552,570円

ロ 効力発生日

平成30年6月11日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、附則の新設等を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、平野量夫、木村章、赫高規の3氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、河村信広、田中豪、深堀知子の3氏を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、大坪洋一氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内とするものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内とするものであります。

第9号議案 株式併合の件

平成30年9月16日を効力発生日として当社普通株式5株を1株に併合し、併せて、発行可能株式総数を600万株とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	4,677	112	0	(注)1	可決 97.66
第2号議案 定款一部変更の件	4,655	134	0	(注)2	可決 97.20
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件					
平野 量夫	4,673	116	0		可決 97.58
木村 章	4,665	124	0	(注)3	可決 97.41
赫 高規	4,637	152	0		可決 96.83
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
河村 信広	4,641	148	0		可決 96.91
田中 豪	4,640	149	0	(注)3	可決 96.89
深堀 知子	4,653	136	0		可決 97.16
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
大坪 洋一	4,635	154	0	(注)3	可決 96.78
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	4,598	191	0	(注)1	可決 96.01
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	4,590	199	0	(注)1	可決 95.84
第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件	4,442	347	0	(注)1	可決 92.75
第9号議案 株式併合の件	4,654	135	0	(注)2	可決 97.18

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。